

令和6年7月1日以降に入札公告する  
「**工事系委託**」の一部について  
最低制限価格率を見直します

神奈川県が発注する工事系委託については、品質確保等の観点から、最低制限価格を設定しています。

今回、県内中小企業の一層の経営の安定化を図り、担い手の育成・確保につなげるため、最低制限価格率を見直します。

### 見直し内容

- 工事系委託について、建築設計及び補償関係の最低制限価格率を80%から**81%に引き上げる**  
**適用営業種目**  
**損失補償調査、設備設計、建築設計**

### 《《《 注 意 》》》

- ▼ 最低制限価格制度の詳細については、  
県のホームページの下記 URL で確認してください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p12739.html>



- ▼ 工事系委託の最低制限価格率の詳細については、  
県のホームページの下記 URL で確認してください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p12741.html>

